

中野区教育委員会会議録 平成23年第27回定例会

○開会日 平成23年9月30日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時32分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(11名)

教育委員会事務局次長	村 木 誠
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	喜 名 朝 博
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(特別支援教育等連携担当)	伊 藤 政 子
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一
副参事(子ども教育施設担当)	中 井 豊
健康福祉部副参事(学習スポーツ担当)	浅 川 靖

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
教育長	田 辺 裕 子

○傍聴者数 1人

○議事日程

〔議決案件〕

日程第1 第50号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続きについて

〔報告事項〕

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

・ 9 / 28 中野区中学校総合体育大会連合陸上競技大会について

(2) 事務局報告事項

①中野区教育ビジョン（第2次）重点課題実績報告及び成果指標について（平成22年度）（子ども教育経営担当）

②教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について（平成22年度）（子ども教育経営担当）

③学校支援ボランティアにかかる第2期次世代育成委員の委嘱について（学校・地域連携担当）

中野区 教育委員会
第 2 7 回定例会
(平成 2 3 年 9 月 3 0 日)

午前10時00分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、教育委員会第27回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、教育長にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

本日、事務局報告事項に関連して、健康福祉部から健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）浅川靖さんの出席を求めていますので、ご了承を願います。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

<日程第1>

山田委員長

第50号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続きについて」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

お手元の資料に沿ってご説明をさせていただきます。

第50号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続きについて」ということでございます。お手元に新旧対照表をおつけしております。あと、もう1枚、「参考」という資料をおつけしております。この参考の資料に沿ってご説明をさせていただきます。

この条例の目的でございます。この条例は、区立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償（療養補償、休業補償、傷病保障、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償）の補償範囲、金額及び支給方法などの必要な事項を定めることを目的にしているものでございます。

改正の理由でございます。障害者自立支援法が一部改正となっております。これに伴いまして、この条文を引用している部分につきまして改正するという取り組みを全庁的に行っております。この中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償に関する条例につきましても、この改正の手続をするということで、障害者自立支

援法の条項を引用している部分の改正を行うというものです。

改正の内容でございます。条例の第11条第1項第2号の関係の改正になります。

一つは、改正の自立支援法の施行時期が平成23年10月1日のものについての改正でございます。こちらについては、障害者自立支援法に規定する障害者施設を規定している条項が第5条第12項から第5条第13項に変わるということの変更でございます。

2点目が、障害者自立支援法に規定する生活介護の条項の変更に伴うものでございます。第5条第6項が第5条第7項に変わるということの改正でございます。新旧対照表をご覧くださいと思います。こちらは新旧対照表の上の第1条関係の改正になります。上の新旧対照表に該当する部分の改正でございます。

改正内容の(2)でございます。こちらは24年4月1日に施行するという改正でございます。この改正に伴いまして、自立支援法の障害者支援施設を定めている条項が第5条第13項から第5条第12項に変更になるということに伴って変更するものでございます。新旧対照表をご確認いただけましたらというふうに思います。

こちらにつきましては、実施時期ですが、23年10月1日公布日からのものについては公布日からということにいたします。それから、24年4月1日の法律の改正に伴う条例につきましても24年4月1日から施行するというように考えております。

私からのご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員

新旧対照表のところに附則がついていて、附則のところ、「この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する」とあるのですが、この新旧対照表は、改正する条例の新旧対照表ではなくて、条例本体のほうの新旧対照表でタイトルがついているのですが……。ただ、この附則自体は改正する条例のほうの附則という理解でよろしいのですよね。条例本体のほうにはこういう附則はつかないのですか。

副参事（学校教育担当）

この附則は、双方の改正条例につくということでこのような形で明記しております。

高木委員

そうしますと、「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」の附則として、「この条例中第1条の規定は……」という文言がつ

くということですか。

副参事（学校教育担当）

こちらの第1条、第2条の引用というのは改正条例のほうの引用になります。改正条例が第1条、第2条という形で……。

すみません。50号議案の裏面をご覧いただきたいと思うのですが、一部を改正する条例の1条ということで引用するということになります。

高木委員

「改正条例ではなくて、条例本体にこの附則がつくのですか、つかないのですか」という質問です。つくとすると、この「条例中」と言ったときには意味がちょっとよくわからないのですが、ご説明ください。

副参事（学校教育担当）

申しわけありませんでした。

こちらの附則については、改正条例のほうにこういった形での表記をいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

補足をさせていただきますが、一部改正条例が可決されますと、条例に附則という形で残ります。ここで言うと、第1条、第2条というのは条例の本体に溶け込みます。それで、どのような改正を行ったか履歴を見るということで、改正条例の附則だけが本条例の附則の次に残っていくということになります。

高木委員

了解しましたが、そうすると、「この条例中第1条」というときわかりにくいですが、区の方はそれでわかるのですよね。改正する条例の1条のことを指しているということですよね。わかりました。

山田委員長

そういう意味ですね。

大島委員

何か形式的な質問みたいですが、今のに関連して。

今の議案の裏面を見て、改正する条例というのでまた一つ条例をつくるのだなということとはわかったのですが、ただし、それは、これが通ってしまえば改正する条例というのは中身が一つ溶け込んでしまって、これだけ独立の意味があるということではなく、もともとの補償に関する条例の中に溶け込んで一つになってしまうのだということだと思っ

たのです。それで、この施行日とかの附則に関しては、例えば第2条は来年4月から施行するということなのですから、ということ、それまでの間は今のままの第2条が生きて効力を持っていて、4月1日になると、この改正条例による第2条、改正された第2条が生きてくると。4月1日を境に生きてくる、中身が変わるみたいな、そういう理解でよろしいのですよね。

副参事（学校教育担当）

公布の日からは、お手元の新旧対照表の上の条文という形になります。で、4月1日に自立支援法が施行されるのに伴いまして、下の新旧対照表の「改正案」という中身に変わるとのことでございます。

山田委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

山田委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第50号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、議決案件の審査が終了いたしました。

<報告事項>

山田委員長

それでは、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

山田委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私のほうから、前回9月16日の第26回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告いたします。

9月28日水曜日、中野区中学校総合体育大会連合陸上競技大会が開催されました。教育長がご出席されました。

私からの報告は以上です。

各委員から、以上の報告につきまして補足、質問、ご発言がありましたらお願いいたします。特に私のほうからは今回追加することはございません。

高木委員、お願いいたします。

高木委員

特にございません。

山田委員長

飛鳥馬委員。

飛鳥馬委員

ございません。

山田委員長

大島委員。

大島委員

特にございません。

山田委員長

では、教育長、お願いいたします。

教育長

特にございません。

山田委員長

今報告いたしました中学校の総合体育大会、例年この時期に開催をしているわけですが、いすけれども、私の記憶では、何年かぶりに秋晴れの中開催されたと思っております。たしか、この2、3年はずっと雨とか風が強くて、選手の皆さんには非常に悪コンディションの中での大会だったかと思いますが、今回、非常にさわやかな天気のもとだったと思うのですけれども、教育長、その点いかがですか。

教育長

補足の説明が足りなくて申しわけありません。

7年ぶりだそうです。私、去年も伺ったのですけれども、晴れていると気持ちも全然違いますし、秋晴れの中でやれたということで、子どもたちはとても頑張っていました。中野区全体の国・公立、私立の中学生がみんな集まるのですけれども、最近では私立のお子さんたちも大分頑張られていまして、中野区立の子どもたちももうちょっと頑張ってもらい

たいなど。学校でもいろいろ工夫をするのでしょけれども、そんなような状況でした。

山田委員長

指導室のほうにちょっとお尋ねしたいのですけれども、2年前でしたか、東京都教育委員会が東京都駅伝というのを始めたと思うのです。中学校2年生がチームを組んで各区対抗の駅伝になるかと思うのですけれども、駅伝の場合には多分2キロから3キロ走りますが、この体育大会では長距離走というものがなかなかできていないと思うのです。たしか1,500メートルぐらいが最長の距離だと思うのです。そうしますと、2キロ、3キロ走るという経験がないところで駅伝を迎えるということで、それについて中野区としてどのような対策を講じているか、お話しいただきたいと思います。

指導室長

東京都駅伝に関しましては、選手団を結成して、その後、練習会を何回か設定しております。そこで長く走るということをやっているのですけれども、今お話しいただきましたように、種目自体が長く走るということを全員がなかなか経験できないのです。ただ、陸上以外の部活の皆さんも日常的に基礎体力ということで走っていますので、その延長としてこの東京都駅伝が位置づいているかなというふうに思っています。

山田委員長

そうすると、駅伝の選手を選定する場合の参考記録は、どうやって選定するのかがちょっとわからないので教えていただきたい。

指導室長

学校によって異なるわけですが、陸上部を持っている学校が半分ぐらいしかございません。ほとんどがその他の部活の中から長距離を走れるお子さんを選んでいうふうな状況でございます。基本的にはご自身の希望というのを聞いております。

山田委員長

それが今、教育長にお話しいただいたように、区立以外の生徒さんたちは比較的走りなれているといたしますか、駅伝のチームの中でも、宝仙学園とか東大附属とか、そういった区立学校以外の子どもたちの力に比較的頼っているというようなイメージなのです。その点で、区立の子どもたちに対してどのように対策を講じるのですか。

指導室長

全体的な底上げという意味で体力向上プログラムをやっているところですが、いわゆるアスリートを育成するとか、そういうふうにはなかなかないというような

状況があります。というのは、先ほどお話ししましたように、陸上部が半分ぐらいしかないという実態がございますので、一つの種目に特化してというよりも、今お子さん方自身もどちらかというチームスポーツを希望されるという状況がございます。

山田委員長

ありがとうございました。

飛鳥馬委員

今のでいいですか。

多分、学習指導要領上は、長距離は中学生は1,500までなのだろうと思うのです。中体連とか全国大会まで結びつくのはそれしかないということで、駅伝というのは特別なのだろうと思います。よく言われますが、強いところは大体区で駅伝大会をやっているわけですね。足立区とかもともと強いところは。そうすると、校内駅伝大会をやって、長距離を走らせて、選んでいくということが多いのですね。中野の場合は、校内駅伝をやっている学校もあるかもしれませんが、やっていないとすれば、1,500かその辺を基準にして、ちょっと練習してという、そういう選び方をしていると思うのですけれども、基本的には中体連で全国大会につながるような種目と学習指導要領との関係で距離が決まっているのだろうという気がするのです。特別に校内でやるか区内でやるしかないと思いますけれども。

山田委員長

確かに、お隣の杉並区あたりは、この東京駅伝が始まったときから区の中で駅伝大会をまた始めているというような話もありますけれども、区によってさまざまなのだろうなと思います。

私の記憶では、私が中学生のころには、連合陸上大会では男子は3,000という種目があった、それは東京都の陸上大会にも出ていったので、多分そのころは3キロというのがあったと思うのですけれども、いつの間になくなったのだと思うのですね。私の友人がその選手だったので、それは結構覚えてはいるのですけれども、時代によってその種目が変わってくることもあるのだと思いますね。わかりました。

<事務局報告事項>

山田委員長

それでは、続いて事務局報告に移ります。

事務局報告第1、「中野区教育ビジョン（第2次）重点課題実績報告及び成果指標について（平成22年度）」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、中野区教育ビジョン（第2次）重点課題実績報告及び成果指標につきましてまとめましたので、お手元の資料に基づきましてご報告をさせていただきます。

まず、1ページをお開きください。1「確かな学力の定着」では、家庭学習習慣化の「てびき」の作成につきまして、家庭学習の取り組み資料等の現状を確認したところでございます。

2ページをお開きください。2「健康の増進と体力の向上」では、地域スポーツクラブの運営の拡充といたしまして、中野区地域スポーツクラブ設立総会が開催されました。また、同クラブの第1回理事会・評議員会が開催されてございます。「小学校へのキッズ・プラザの設置」では、平成22年4月にキッズ・プラザ江古田の開設がされてございます。

3ページをご覧ください。3「幼稚園・保育園等での指導との連続性を重視した体力づくりの取組の実施」では、「運動遊びプログラム」の先行実施と効果の検証を行ってございます。また、「運動遊びプログラム報告会」を開催してございます。

4ページをお開きください。4「豊かな心の育成」では、中学生の保育体験の全校での実施をしております。また、「教育相談体制の整備・適応指導教室の拡充」では、教育相談回数が3,762回でございました。また、適応指導教室では、通級児童・生徒数が133人でございました。

5ページをご覧ください。5「特別な支援が必要な子どもへの対応」では、「成長過程を通じて一貫した発達支援体制の推進」の課題に対しまして、乳幼児機関から小学校へ支援内容の伝達を行いました。申し送り連絡対象児童は101人でございました。そのほか、個別支援計画を作成したのが123件でございます。

その次の「特別支援学級の増設」では、上高田小学校に特別支援学級（情緒障害等）を開設するための整備工事等を実施いたしました。

6ページをご覧ください。6「幼児期からの継続的・発展的な教育の推進」でございます。「幼児教育から義務教育への円滑な接続を図るための保育・指導プログラム等の作成」では、区立幼稚園での保育内容の園内研究を実施いたしました。また、幼児研究センター及び教育指導担当による（仮称）「中野区就学前教育プログラム」の内容検討を行ってございます。

続きまして、「幼保と小、小と中の連携教育の標準的方法の作成」でございます。小中接続時における指導方法の検討・指導方法案の作成をいたしました。

7ページをご覧ください。「一部教科での小中一貫カリキュラムの作成に向けた課題整理」でございます。接続時における主要教科のカリキュラム案の検討を行っております。

8ページをご覧ください。6「地域・家庭・学校の連携」でございます。「学校支援ボランティアなど地域の人材活用の基盤づくりや支援体制の構築」では、23年度制度開始に向けた検討を行っております。

9ページをご覧ください。7「学校再編」では、「『中野区立小中学校再編計画』に基づく学校再編の実施」では、小学校統合委員会で統合新校の校章や校歌などの意見が取りまとめられ、平成23年4月には、統合新校として平和の森小学校と緑野小学校を開校しております。また、中学校統合委員会では、平成24年4月の円滑な統合に向けまして意見の取りまとめが行われております。さらに、学校統合に伴う施設改修工事等により学校施設や整備などの充実を図っております。それから、「学校再編の中後期計画化と実施」でございますが、学校再編の検証をするとともに、小中連携や学校と地域との連携など、新たな課題につきまして、児童、生徒、保護者、教職員を対象にしたアンケート調査を実施しております。

10ページをご覧ください。8「学習やスポーツを通じた社会参加」でございます。「『なかの生涯学習大学』の実施、地域活動の促進」では、ご覧のような在学生、延べ参加者数でございます。それから、「区内外の生涯学習資源（大学等）との連携による生涯学習支援等の検討・構築」では、東京工芸大学、東洋大学、早稲田大学との文化交流等を行っております。

11ページをご覧ください。9「学びと自立を支える新しい図書館づくり」でございます。「どこでも図書館の推進」では、事業推進に向けた実施方針を取りまとめているところでございます。また、「各館の個性ある蔵書構成づくり」では、実施方針の取りまとめのほか、平成23年度の図書館業務委託の仕様をつくっております。

12ページをご覧ください。「学校図書館の地域利用の促進」でございます。実施方針の取りまとめのほか、整備に向けた検討や実施校との調整を行っております。それから、「指定管理者導入による利用サービスの拡充」につきましては、指定管理者制度導入に向けた基盤整備を進めております。

13ページをご覧ください。10「区の歴史文化・伝統文化の継承と発展」でございます。「史跡・景観・文化財を中心とした『歴史文化ゾーン』の全体構想の策定と区内の代表的な歴史的散策路の設定」でございます。必要な環境整備としての文化財調査「大正・昭和

前期建造物調査」が完了いたしまして、調査報告書を刊行してございます。その下の「ICT技術を活用した文化財の保存と活用」では、歴史民俗資料館の保管資料約3万5,000点につきましてデジタルデータ管理システムを構築いたしまして、効率的な保管管理を目指すための検討をしてございます。

続きまして、14ページをご覧ください。11「安全と環境に配慮した学校施設整備」でございます。まず、「耐震性能ランクBランクの全学校の校舎体育館耐震補強工事」でございます。野方小学校体育館耐震補強工事、それから丸山小学校校舎耐震補強工事を実施してございます。その下の「太陽光発電機器の設置」でございます。白桜小学校の校舎の屋上にアサヒビール株式会社からの寄贈を受けた太陽光発電機器を設置してございます。また、桃花小学校体育館屋根にも太陽光発電機器を設置してございます。

15ページをご覧ください。12「学校の情報化推進」でございます。「学校間ネットワークの構築」といたしまして、情報収集並びに構築に向けた方向性の検討を行ってございます。

17ページ以降に「目標ごとの成果指標」を掲げてございます。実績につきましては、できるだけ最新のものを選んで掲載しております。ほとんどが22年度の実績でございますが、21年度、あるいは23年度の実績がございまして、ほとんど策定時よりも上がっておりますが、若干下がっているものもあるということで、後ほどご覧いただきたいと思っております。

ご報告は以上でございます。

山田委員長

では、ご質問ありましたらお願いいたします。

高木委員

8ページの「地域・家庭・学校の連携」のところの第三者評価なのですが、保護者ですとか、そういった学校関係者のアンケートはすごく大切だと思うのですが、学校を評価する場合に、一定の評価基準を持って、それに対しての達成度という形をとらないと、皆さんがそれぞれ自分の感想で意見を言うと、真逆の意見をおっしゃる場合もあって、学校の現場は困ってしまうと思うのです。今の状況ですと、第三者評価というのはすべての学校種でやるという方向性も出てきて、各校種で定着していますし、ほかの自治体で先行している事例もあるので、区立の、特に小学校、中学校に関してはそれほど詳細なものでなくてもいいと思うのですが、ちょうどビジョンも出ましたので、中野区が目指す教育の方向を踏まえて、評価基準をつくって、それに対しての達成度というところをもうちょっと

と出さないと、そのアンケートを見ても、何でこういう質問をされているのか、保護者の方もわからなかったりしますので、そこをもう少し工夫できないかなと思うのです。

指導室長

委員のお話のとおりでございまして、それに向けて、今、第三者評価のあり方の検討委員会を立ち上げているところでございます。学校の負担にならないように、また、今お話のように、その評価基準などをつくって、第三者が客観的に評価できるような形をつくっていかうということで今検討してございます。

山田委員長

では、私のほうからです。

「教育ビジョン」で体力向上を掲げているわけですが、その一つの大きなプログラムであります地域スポーツクラブを4カ所つくる予定で、最初の仲町小学校の跡ですが、現在の進捗状況につきまして、きょうは学習スポーツ担当副参事にご出席いただいておりますので、少しお話しいただけますか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

この表にもございますとおり、任意団体であります地域スポーツクラブにつきまして、設立準備委員会における6回の検討を経まして、昨年度末の3月30日にこの団体が設立されたところでございます。

現状ということなのですが、年度が始まったあたりの状況といたしましては、一つには、東日本大震災によります電力需給状況の推移を見ないと、新規施設を開設することは難しいという要素がございました。この状況は今若干おさまったところではございます。1番目の拠点である旧仲町小跡の中部地域スポーツクラブが施設としてはまだ開設されていないわけなのですが、そのもう一つの原因といたしましては、この中部地域スポーツクラブは、この任意団体である地域スポーツクラブが実際に管理運営する初めての拠点施設でありますために、そのスキームづくりに子細な検討を続けているところでございます。具体的には、会費の設定でありますとか、施設利用料とか、具体的な事業内容、あるいはプロポーザルで実際に運営する委託民間業者を決めますので、その条件設定とか、そういったもろもろの開設運営全般における検討が子細に必要でありまして、準備に時間を要しているところでございます。

なお、今年度中の開設を目指して現在努力をしているところでございます。

山田委員長

きょうの資料の10ページに「地域スポーツクラブ事業を想定したプレ事業の実施」と書いてありますけれども、これはどのように行われたのでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

プレ事業と申しますのは、実際に地域スポーツクラブが開設し始動したときに、その中で行う幾つかのプログラムを想定しているわけなのですが、その中で、健康スポーツ教室、また小学生フラッグフットボール大会、これを実際の地域スポーツクラブができる前に行ったものでございます。健康スポーツ教室につきましては、年間4回行いまして、それぞれパドルテニスとかグラウンドゴルフ、射撃、ランニング等を含めたビクスレ、それから社交ダンスのプログラムを行いまして、参加者延べ119人がございました。

また、小学生フットボール大会につきましては2月に1回実施いたしまして、参加者は多少少な目だったわけですが、19人の参加がございました。なお、フラッグフットボール大会につきましては、実際の小学生の競技のほか、大人の指導力向上ということで審判等の講習も行ったところでございます。

以上でございます。

飛鳥馬委員

二つあります。

一つは、4ページの一番下の「教育相談体制の整備・適応指導教室の拡充」というところで、5年後の目標が不登校の子どもが小学校35%、中学校25%というのを目指しているのですが、その隣の平成22年度の実績のところは、そういうパーセンテージではなくて、何回相談をやったか、あるいは人数の表現になっているのですが、これは何か理由があるのですか。やったことはわかるのですが、こういうパーセンテージは入れにくいのかどうかということ。一般の区民の方からも質問が来る可能性があるので、ちょっとわかりにくいのが1点。

もう1点は、14ページのところで、「耐震性能ランクBランク」というこのランクづけのことですが、5年後を目指して、5年後に耐震化率100%とございます。平成22年度は4月現在81で、23年度が85.47というふうに変更された内容が書いてあるわけで、ここまで来ているのだなということ。これもわかるのですが、右のほうの「来年度以降への」というところで、23年、24年にやる予定というのが特別に書いてある。これも大体わかるのですが、最後の行に「平成25年度以降3年間で完了を目指す」というふうに変更があるのですが、これもわかりにくい。「平成25年度以降3年間」ということは、27年度までに完了す

るという表現にならないのかどうか。23年、24年はこうやって、25年度以降3年間で完了しますとか、こういう表現は非常にわかりにくい。ということです。

指導室長

それでは、1点目のご質問でございますが、「教育相談体制の整備・適応指導教室の拡充」というところでございます。委員おっしゃるように、不登校のお子さんの復帰というのは、何をもって復帰とするかというのは、学校に登校を始めてということなのでございますが、実際に今、不登校で適応指導教室に来ているお子さんがどれぐらい復帰できるかというのは、状況としてはなかなか難しいことがございます。というのは、例えば中学生の場合、そのお子さんが卒業した時点でそこで1回終わってしまうというのでしょうか、数字からは外れてしまうような状況もございます。そんなこともございまして、22年度の実績というのをなかなかお示ししにくいということがございました。そういう意味で、5年後のこの35%、25%というのも改めて見ていく必要があるかなと思っています。

副参事（子ども教育施設担当）

今ご指摘の「平成25年度以降3年間で完了を目指す」といった表現の内容でございますが、この内容につきましては、残りあと6校ございまして、これを計画的に進めていく上でこういった表現を使わせていただいたというふうにご理解いただければと思いますけれども、いかがでございましょうか。

教育長

補足をさせていただきます。

今回の大震災を受けて、中野区で改めて区有施設の耐震改修計画を今策定しているところなのです。3年間ということは一応うたっているのですけれども、年次ごとの計画というのがまだないということ。3年以内にやりたいと私たちは思っているのですけれども、財政状況の見通し等もありまして、今のところ、こういう表現にならざるを得ないということで、計画が確実にできましたら、毎年度毎年度の計画をこの中に落としていけるということでご理解いただきたいと思います。

高木委員

平成20年6月の新聞報道で、中野区の耐震化率59%は23区で最低というのが出まして、我々も区民の方もかなり衝撃を受けたのはまだ記憶に新しいと思うのですね。そのときの新聞記事の中で区長が「11年度までにすべての改修を完了する見込み」とコメントをしているところです。平成20年の段階で、例えば新宿区135校、耐震化率100%、目黒区131校100%、

大田区334校100%、中野区136校58.8%なのですね。現状でほとんどの区が100%かそれに近くなっている。この新聞自体は、当然震災がある前ですし、こんな大きな地震が近い将来あることは多分想定していなかったと思うのですが、今後、プレートの活性化という話もありますので、我々も中野区の財政状況は十分承知していますが、何とか一日でも早い形で耐震化率を向上できるような形でぜひお願いしたいと思います。ここはあくまでビジョンで策定した状態そのままなので、今これでいいとかどうとかと言ってもしかたないことなのですが、教育長からも今、見直しをしているということですので、我々も教育委員として区長にお願いして、万一の場合は、児童・生徒・保護者だけではなくて区民の方の避難施設にもなりますので、それをぜひやっていきたいと思います。

大島委員

質問の前に、今高木委員がおっしゃられた意見に全く賛成でございます。ほかの教育委員も同じ思いだと思うのですが、耐震化については区民の方も切実な関心事だと思いますので、なるべく早急に耐震化を進めていただきたいと思います。私からも要望いたします。

それで質問なのですけれども、地域スポーツクラブのことに関連して、先ほどもちょっとご説明はいただいたのですが、今、仲町小学校の跡地の開設準備の協議会等を開催しているというお話があったのですけれども、今、プレ事業を実施しているということは、仲町小学校の跡地のクラブについてのお話なのでしょうかという質問が一つ。

もう一つは、中野富士見中学校跡地にも計画がされていると思うのですが、こちらの富士見中学校跡地のほうの施設については、今どのような進捗状況なのかということを知りたいと思うのです。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

まず、プレ事業でございますけれども、地域スポーツクラブそのものの事業ではございません。地域スポーツクラブは3月31日に団体としては立ち上がったばかりでありまして、また、具体的にそこが運営するスポーツクラブ事業は行われておりません。そこが将来的にでき上がったときに、その中で行う事業を想定して、プレという形でやってみたというものでございます。

もう一つの、2番目に開設する予定になっております旧富士見中跡地の、仮称でございますが、南部地域スポーツクラブにつきましては、今、施設が地域スポーツクラブだけの施設ではございませんで、今、地域事務所と区全体で構想、計画を考えている最中でございます。

以上でございます。

教育長

大島委員の質問に関連してですけれども、おおむね何年度ぐらいまでで完成するというスケジュールも教えていただけますか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

それでは、四つの拠点の開設のおおむねのスケジュールをお話しさせていただきます。あくまで予定でございますが、今、仲町小の跡地につきましては今年度中の開設を目指して努力をしているところでございます。それに引き続く第二、第三、第四の拠点でございますが、富士見中の跡地でございます南部につきましては、第二次10か年計画に基づきましてステップ3に位置づけられておりますので、平成26年度、27年度の間。また、沼袋小の跡地で計画しております北部地域スポーツクラブ、また、具体的な場所はまだ決まっておきませんが、鷲ノ宮圏域でのスポーツクラブの開設、これがともにステップ4に位置づけられておきまして、平成28年度から平成31年度を予定してございます。

以上でございます。

飛鳥馬委員

8ページが一番下のところですが、「第三者による学校評価を盛り込んだ新しい学校評価の仕組みの構築」というのがあります。私がちょっと忘れてしまっているのかもしれないのですが、「平成22年度実施内容・実績」のところに、「『中野区立学校の管理運営に関する規則』に学校評価を追記した」というふうに書いてあるのですが、どんな内容だったか、今わかったら教えてください。わからなければ後でいいです。

指導室長

細かい項目はちょっと出てまいりませんが、学校の自己評価を行うこと、学校長の学校経営計画に基づく自己評価を行うこと、そのことを学校関係者にお示しして学校関係者の評価を受けること、それを公表していくことという内容を入れてございます。

飛鳥馬委員

それは管理運営規則の中に入っていて、もう運営されているということですか。

指導室長

申しわけございません。第11条の7でございます。管理運営規則に示してございますけれども、「校長は毎年度学校の教育活動その他の学校運営を組織的かつ計画的に行うために学校経営計画を策定し」という文言がありまして、それを自己評価と関係者評価をすると

いうことでもう既に行っております。この根拠となるのは学校教育法でございます。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

私から。

5 ページにあります「特別な支援が必要な子どもへの対応」ということで、22年度実績の一番上、一貫した支援を進めるために乳幼児機関から小学校への支援伝達の件数が101件ということですが、我々、いろいろなところから聞くところによりますと、この件数はこれからどんどんふえていくのかなというところがございます。その右側にあります「就学時健診から学校とすこやか福祉センターが連携できる」が私、よく理解ができないといいますか……。実は、保育園、幼稚園でもこういった特別な支援の子どもたちについての対応をかなりやっているし、個別の指導計画なども立てているのではないかと。そこにこのすこやか福祉センターがどのような内容でどのようなことに絡んでくるのか。余りいろいろなところに絡むと、だれがキーパーソンかわからなくなってしまうのではないかと懸念があるのですけれども、その点いかがでしょうか。

副参事（特別支援教育等連携担当）

委員おっしゃられたように、実際に就学前、子どもの現場にいるのは保育園、幼稚園でございまして、圏域ごとにすこやかはその情報をまとめまして学校に提供するものですから、ここで「すこやか福祉センター」というふうに書かせていただきました。

山田委員長

まとめると言っても、あの施設にできますか。マンパワーも含めてですけれども。失礼な言い方ですけれどもね。

副参事（特別支援教育等連携担当）

今、精いっぱい努力してやっております。

山田委員長

その下にあります小学校1年生と4年生のときの個別支援計画の関係機関で作成したということですが、1年生、4年生という、この学年というのは何か意味があるのでしょうか。教えていただければと思います。

副参事（特別支援教育等連携担当）

この計画会議は夏に行いますので、年度末に申し送りをした就学前の子が1年生になってどんな状況かということを見つめるために1年生を対象にしています。それから、その子がもう少し経過してどういう状況かという、6年間の中で少し状況が変わる時期ということで4年生を対象としてやっております。特に学校のほうから要望があれば違う学年の子も入れてやっております。

山田委員長

私が理解しているところは、特別支援教育の中での個別の指導計画というのが毎年つくられていくのではないかなと思うのです。それは多分、保護者の意向も入っているものをつくっているのではないかと。それが特に1年生、4年生を重点的にしたというのは何か意味がありますか。今の説明だけではちょっとどうかなと思うのですが、いかがですか。

副参事（特別支援教育等連携担当）

本来であれば、毎年つくられるものでございますけれども、今、中野区の取り組みといたしましては、1年生と4年生というところに注目してつくっております。ただし、その中では、1年生1年間だけに限ることではなくて、少し先も見据えた形で、将来を見据えた形でつくるという趣旨も含んでやっております。

指導室長

個別支援計画は最初につくって、そのお子さんが成長していくまでずっと一貫してあるもので、その年々のものについては個別指導計画でつくっております。ここに書かれているのは個別支援計画ということです。

山田委員長

これとはかなり整合性があるものなのでしょうか。

指導室長

もちろんそのとおりでありまして、長期的なものが支援計画、その中の学校教育の部分で見ていったところ、学年ごとに見ていったのが個別指導計画というふうになります。

山田委員長

わかりました。

高木委員

お話として説明を聞けばわかるのですが、保護者の方には全くわからないので。バックグラウンドで中野区はすごく特別支援教育をやっているのですが、障害を持つ子どもを持っていない親はもちろん、持っている親にもよくわからないのです。すごくもったいないの

で、システムをもっとはっきり出していく。例えば、うちの子どもは、指導計画だと思えるのですけれども、呼ばれて、保護者の意向も踏まえてつくります。でも、こういう形で支援する中でこういうのがありますよというのは、正直言って、担任の先生もよくわからない。わかっているのだけれども、保護者に伝え切れていないので、そこら辺をもう少しきちっとやっていかないと、いつまでたっても、後ろのページのほうにあるように、特別支援教育についての推進の数字が上がってこない。17ページは保護者だけの割合ですけれども、教員に聞いても同じぐらいの割合しかいかないと思うのです。そこをまず変えていかないと、毎回我々も思うのです。我々自身への反省もあるのですけれども、いいことをやっているのですけれども、PRが下手なので、区民の方がよくわからない。ですから、すこやか支援センターも連携とかやっていただいていた方がいいと思うのですけれども、障害が顕在化している保護者の方はずっと入っていくと思うのですが、乳幼児ですとか小学校低学年で受容できていない保護者からすると、すこやか福祉センターが絡んだ段階で「うちの子は違います」となってしまいます。もともとの支援というのは、いろいろな障害がある子どもをもうちょっと拾っていこうという趣旨だと思うので、そこを踏まえて、区の機関ですから、すこやか福祉センターを絡めないと書けないのしょうけれども、もう少し保護者側が乗られるような表現にしていかなないとなかなかわからないと思う。やっていることは反対ではないのですけれども、見方のところで改善をお願いしたいなと思います。

副参事（特別支援教育等連携担当）

大変耳の痛いお話でして、おっしゃるとおりだと思います。中野区独自に非常に積極果敢に取り組んで、他区にはない仕組みをつくっているがゆえに、その説明がなかなかうまくできていないということに非常に問題があると思っています。で、十分活用もされていない側面を生んでいるかなというふうに思います。区長からじきじきに「中野区の積極的な施策としてもっと外にもPRできるようにわかりやすく説明していくように」というご指示はいただいておりますので、重要な課題というふうにとらえておまして、改善していきたいというふうに思っております。

高木委員

長男が発達障害がありまして、YMCAというところで水泳を習っております。私もたまに一緒に行くのですが、妻が特にほかの区のお子さんの保護者と話していると、いろいろな支援策を交換していくと、中野区は断トツにいいのです。「中野区、いいね」と言われるのです。ただ、実際にそういう子どもを持ってみないとわからない部分があるので、本

当にもっていないので、我々も努力していますのでよろしく申し上げます。

大島委員

5 ページのところ、今、就学時の健診から学校への伝達とかですこやか福祉センターがまとめ役というお話があったのですけれども、すこやか福祉センターというものの位置づけというのがいまひとつよくわからなくて……。例えば、幼稚園、保育園で特別な支援が必要だなというお子さんがいたとして、そういう情報を学校に伝達する役目というのは、教育委員会の役目ではないかなとまず頭に浮かんだのです。教育委員会と子どもの支援の福祉的な分野と統合して一緒にやるというような組織がえの話が前にありまして、そういう関係でこのすこやか福祉センターが出てきたのかどうか、その辺の組織的なことがよくわかっていないのでご説明いただきたいということ。

それと、教育委員会というのは教育という分野を扱うわけですがけれども、他面では、子どもさんのすこやかな成長という、子どものための福祉という面ももちろんあると思うので、そういう面では、「このお子さんはこういう学校に進んだらいいですよ」というようなアドバイスとか指針を示すようなことというのは、教育委員会でなく、こういう福祉的な分野のほうがいいのかとか、その辺の役割分担とか組織のことがわからないのですけれども、ご説明いただければと思います。

副参事（特別支援教育等連携担当）

今大島委員がまさにおっしゃられたようなところの、子どもにかかわる教育と地域生活も含めた生活すべてを支援していくということの中で、教育が教育の中でやることと、福祉の分野で区長部局がやってきていることを、今年度の組織改正によって「特別支援教育等連携担当」というものを教育委員会事務局の中に置くことによって総合的に取り組んでいくことを目指しているものでございます。ですので、どのような学校が適正か、教育のあり方というところでは教育委員会独自の学校教育担当、指導室の課題というふうになると思いますが、そのお子さんを総合的に支援していくという意味では、地域生活も欠かせないものですし、いずれ卒業して地域の中で暮らしていくということも含めたり、また、保護者への支援というところも含めて、区長部局、福祉面が主に所管しているということでございます。

すこやか福祉センターは、学校と地域にある園がそれぞれ独自にやるという部分もあるのでありますが、まさに出産のところから高齢者まで生涯通じてケアをしていくという地域の拠点でございますので、発達の障害を持つお子さん、それから家庭に関する支援の地

域での拠点というところでは、関係機関が学校と連携していくときにも、その仲介役となつて調整機能を果たしていくという位置づけで組織をつくっております。

大島委員

ということは、その連携が当初目指しているようにスムーズに行われていれば、大変いいところが入り入れられて、教育のほうも、それ以外の福祉とか生活全般の支援というのも総合的にその方を見ることができて、区民の方のために大変いい制度だと。そういう連携をきちんとやっていらっしゃると思うのですけれども、きちんとできるということを目指しているという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（特別支援教育等連携担当）

はい。去年の夏から中部がすこやか福祉センターになりまして、ことし4所展開しております。実は、もともと保健福祉センターがございましたので、保健師さんは発達にかかわる課題に取り組んできているということもございますし、あるいは、福祉職の職員もすこやかにおりますので、地域での展開というところでは得意分野でございますので、今徐々にそういうよさも出てきているところかなというふうに認識しております。

山田委員長

この4月の組織改正で、地域支えあい推進室という大きな部が立ち上がって、その中でまさしく今のすこやか福祉センターというのが立ち上がってくるのですけれども、ただ、4カ所しかないのですね。それと、出産の前、妊娠期から、生まれて亡くなるまでのすごい期間の全区民を4カ所で支えようというのは大変なことだと思うのです。私が危惧するのは、保健師さんという専門職の方のマンパワーがまだ薄いような気がします。それはまた、区のほうの財政上の問題もありますので、その辺で私は心配しています。ただ、子どもたちが成長していく過程の中では、もちろん家庭があつて、教育施設である学校があつたり保育園があつたりする。でも、地域でもその方たちは生きているわけで、それを連携していくという大きなところでのとらえどころは僕はいい発想ではないかと思います。うまく連携がとればそれはすばらしいことになるかなと思って、そういった意味でこの書き込みがあるのではないかなと思っていただきますので、期待はしたいと思います。すこやか福祉センターの人たちはいろいろなことに携わっていてなかなか大変なことをやっていらっしゃるというのが実感です。

私は就学前健診などをやっておりますので、そのときの感じでは、当該の学校の校長もしくは副校長が主体的になって、就学相談などとの兼ね合いで保護者と十分に話し合っ

いるのが今の実情ですけれども、地域で何か支えることができるようにということであれば、そのすこやか福祉センターにつなげるということの理解でよろしいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

副参事（特別支援教育等連携担当）

はい、おっしゃるとおりです。そのようにつなげていただければと思います。

高木委員

もう一つ。その右側にあるのは、「早期支援のために保育園での発見指標の体系化と標準化」。これは保育園と限定していますけれども、「保育園等」ではないかなと思うのです。保育園だけに限らないかと思えます。就学前のところの早期支援ということだと思うので、そのような理解でよろしいですね。

副参事（特別支援教育等連携担当）

済みません。「等」です。含みます。就学前の施設でございます。

山田委員長

そのほかにご質問ございますか。

（発言する者なし）

山田委員長

きょうは学習スポーツ担当副参事がお見えになっているので、今、私たち教育委員会でも体力ということに対しては学校で取り組みを盛んにやっているのですが、実は家庭の中での体力とか外遊びとかというのが非常に薄くなっているのが、地域スポーツクラブにかける期待は大きいのです。ただ、地域スポーツクラブも事業展開としていろいろなことをやらなければいけない。子どものこともありますけれども、あとは一般の区民の方。きょうの指標でも、一般の区民が1日に30分以上運動しているか。なかなか上がってきていません。その場の提供ということが大切だと思います。

もう一つは、私は医療関係なので、医療者から見た将来の区民の健康維持・増進で、介護保険にかからないようになるための介護予防、それに対しての体力向上、これはまた大変なこと。幾つかの柱があるかと思えますけれども、その辺をもう一度確認したいと思いますが、よろしく願いいたします。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

今、委員長のほうから言われましたけれども、こちらで準備段階として考えております大きな三つの柱の一つといたしまして、だれもが地域で行える健康づくり、体力づくり、

を考えております。もう一つが、主に中学校を中心とします学校の運動部活動支援を考えております。三番目が地域全体のスポーツの競技力・指導力の向上。こういう大きな三本柱のもとに、そこに入り込む施策・事業を考えているところでございますが、この中に、今委員長のほうでおっしゃいましたスポーツの場の提供でありますとか、介護予防といったところも視野に入れながら考えているところでございます。

以上でございます。

山田委員長

今の中学校のクラブ活動の指導者のところの地域スポーツクラブに期待するようなことはどんなことが出てくるのでしょうか。

指導室長

部活動を盛んにしていくためにはどうしても指導者の問題がございます。顧問とは別に、いわゆる具体的な、専門的な指導をしてくださる方を学校は期待をしていますし、その予算をつけて学校はやっているところですがけれども、この組織というか仕組みができて、もっと潤沢に人が派遣されるようになると、子どもたちの体力もそうですけれども、運動能力も上がってくるものというふうに思われます。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

続いて、事務局報告事項の2「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、お手元の資料に基づきまして、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について」、ご報告をいたします。

これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条で「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」と定められているところでございます。中野区教育委員会では、この規定に基づく点検・評価につきまして、毎年度、中野区が行う行政評価をもってこの点検・評価にかえていくところでございます。

それでは、1ページをお開きください。「行政評価の取組み」でございます。行政評価の目的・進め方については、ここに書いてあるとおりでございます。これについては変わってございません。

2ページをお開きください。「行政評価の経緯」というところです。平成22年度につきましては、一次評価として部及び分野単位の評価、二次評価として施策を絞り込み評価をしてございましたが、平成23年度につきましては全分野を評価対象に自己評価及び外部評価を実施してございます。52分野145施策を評価いたしました。

「行政評価の方法・活用」でございます。まず、各分野で仕事を自己評価いたします。3ページをご覧いただきたいと思いますが、その自己評価に基づきまして外部評価委員が評価を実施いたします。外部評価委員の構成といたしましては、公募の区民8人、それから4ページのほうにいただいてきまして、学識経験者が4人でございます。

2の「外部評価の実施」のところをご覧いただきたいと思いますが、外部評価の対象が52分野145施策でございます。6月15日から7月19日にかけて評価の実施をしてございます。

一番下のところ、1「平成23年度外部評価結果について」というところ、それから5ページの総括表をご覧いただきたいと思いますが、評価の結果を総括いたしますと、A評価を受けたものが11分野、B評価を受けたものが41分野でございます。教育委員会事務局の3分野についてはいずれもB評価ということで、6ページから24ページにつきまして評価表に基づく自己評価等、あるいは目標の成果指標等について記載がございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

25ページをご覧いただきたいと思いますが、外部評価委員会のコメントというのがございます。このうち主な評価とご意見についてご紹介をいたします。

まず、学校教育分野でございます。「目標に対する成果についての評価」ということで、1のところでございますけれども、「施策目標である『子どもの個別の教育支援計画の作成に当たり、学校と十分に話し合うことができたと感じている特別支援学級在籍児童・生徒の保護者の割合』は、平成22年度目標値を下回っている部分もあるが、前年度に比べて改善している点は評価できる」という評価をいただいております。それから、3のところでございますが、「学力向上という大目標達成に向けて『教育マイスター』『学力向上アシスタント』などの制度設定は工夫の表れとして評価したい」ということでご評価をいただいております。「また、これらの制度について成果指標が設定できるか検討していただきたい」というご意見をいただきました。また、「事業の効率的な執行に対する成果についての評価」

でございますが、2の「軽井沢少年自然の家の指定管理者制度、各学校の給食調理業務の委託については、成果を上げているようであり、評価できる」という評価をいただいております。「しかしながら、少年自然の家を区有施設として維持する必要性や夏季学園のあり方について、検討を進めてほしい」というご意見もいただいております。

26ページをご覧いただきたいと思います。生涯学習分野でございます。まず、「目標に対する成果についての評価」でございます。

1をご覧いただきたいと思います。「図書資料購入費が2年間で52%と大幅に削減されている中、図書館関係の指標は概ね健闘しており、改善・充実化への取組みは評価できる」という評価をいただいている一方、「今後も、各図書館の魅力、独自性を高める努力を継続されたい。同時に、やはり予算拡大に向けた取組みをお願いしたい」というご意見をいただいております。

また、「事業の効率的な執行に対する成果についての評価」といたしまして、1の「図書館において指定管理者制度の導入に向けた取組みを行っている。事業の効率性に対する期待もあるが、区内の図書館をどのように展開するべきなのか、その理念を明確にするとともに、民間事業者と協働して、魅力ある図書館作りへ区が積極的に関わってほしい。また、区内にいくつか大学ができるので、大学図書館との連携等も考えてみてはどうだろうか」というご意見をいただいております。

続きまして、27ページの教育経営分野でございます。「目標に対する成果についての評価」でございますが、1の「小中学校の統合・再編が、円滑に進んでいることは評価できる」という評価をいただいております。「しかし、当該校の児童・生徒に統合・再編の負担が生じないよう、学校運営に細心の注意を払っていただきたい」というご意見をいただいております。また、3のところでは、「『学校図書の備えるべき基準を達成している学校の割合』が小中学校ともに向上し、平成22年度の目標を達成したことは評価できる」という評価をいただいております。

また、事業の効率性に対する評価でございますが、2の「厳しい財政状況の中で、耐震補強工事や老朽化に伴う維持補修工事を進めていることは評価できる」ということで評価をいただいておりますが、「改めて長期保全計画を見直し、計画修繕が円滑に進められるよう工夫されたい」というご意見もいただいております。

ご報告については以上でございます。

山田委員長

ご質問ありましたらお願いいたします。

高木委員

外部評価委員のコメントのところで、25ページで、「事業の効率的な執行に対する成果についての評価」の中で、「区内の学校間の連携を更に深め、さらには、近隣区との連携や情報共有についても考えてほしい」とあるのですが、これをやると事務量がふえるような気がするのですけれども、どういう意図の評価だったのかはわからないのですか。

指導室長

前半の「学校間の連携」というのは当然のことだと思うのですが、後のほうの「近隣区との連携」というのは、おっしゃるように、何を指していらっしゃるのかよくわかりません。ただ、現在やっているのは、生活指導上の広域の問題などもありますので、そういう意味では連携を図っているところでございます。

高木委員

4ページのところで「外部評価のポイント」とあるように、あくまで事務の効率化の執行が計画どおりできているかどうかとか、もうちょっと効率化できないかという評価のはずなので、外部評価委員の方の率直なご意見なのでしょうから、ご意見はご意見として受けとめますが、これをやることによって事務量がふえてしまうと本末転倒かなと思いますので。

指導室長

もしかするとということで、直接お伺いしていないので憶測になってしまいますけれども、学校間、また他区の取り組みでよりいいものを情報を得ながらより効率的に進めていったらどうかというようなご趣旨なのかなというふうには思っております。

飛鳥馬委員

やはり25ページのところの外部評価のことです。指導室長にちょっとお聞きしたい。上から三つ目のところに「教育マイスター」「学力向上アシスタント」というのが出てくるのですが、このマイスターのことでは、今、中野に何人かいらっしゃるわけですが、今、ちょっと心配というか気になっていることは、よく言われるように、団塊の世代の先生方がおやめになって、その年齢の人がいなくなってどんどん若返っていますよね。若手の先生を育成しなければいけない。そういうときに、このマイスターの人を活用できたら非常にいいなと思いますが、今、マイスターそのものが若返っているのかどうか、年齢的にどうか。いなくなって、次、若返ってしまっ、どうするのかという心配がちょっとあ

るのです。意識的に育成するというか、そういう考えをお持ちかどうか。

あるいは、これは中野だけではなくて、日本全体、あるいは東京都でもそうだと思うのですけれども、これもちょっと忘れてしまっているのですが、昔は東京都で教育研究委員制度がありましたね。教育研究委員になって、科を代表して、各教科とかあるいは分野ごとに研究する。1年とかありましたけれども、そういうのが復活したという話も聞かないでもないのですが、そういうことはどうなっているのかというのが1点。

もう1点は、とりあえず、私としては、中野でマイスターで欲しいのは、体育の武道のマイスターがいらっしゃるかどうかが。いなかったら至急育ててほしいなど。武道でいろいろ心配だと言われているので、武道の危険防止。そうすると、マイスター的な存在が必要なのかなと。

もう1点は、これは分野としてあるかどうかわかりませんが、各学校、避難訓練等は月1回やっているわけですが、防災に対する教育のマイスターというか、子どもたちに指導するものの分野があるかどうか。ちょっとわからないのですけれども。

指導室長

委員ご指摘のとおりでございまして、今、30代、40代、中堅どころの教員が全都的にも少なくなっています。この教育マイスターは、1年間研修というか、大学の先生に直接1人ずつついてもらって指導をして、マイスターになっていくというのでしょうか、認定をしていくということですので、かなり重点的な人材育成という視点がございまして。そういう中で、今お話しいただいたような若手育成の中心となる人材育成をしていくということでもありますけれども、全体的にその対象となるような先生方が減っているという状況は、おっしゃるとおりでございまして。

それから、武道に関してということですが、特にマイスターについては、先ほどの防災にも関連しますが、基本的には教科でとって指導を受けていますので、今後、特に防災教育だとか、学級経営だとか、そんなことについてもマイスターの認定ということも考えられるかなというふうに思っているところでございまして。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

大島委員

質問ではないのですけれども。

外部評価委員の方々からのコメントは、おおむね、なるほどごもっともなご意見だなと

思われますし、我々もこういう意見を真摯に受けとめて、改善すべき点とか、さらに進めていかなければいけない点とかを心して進めたいと思っております。ありがたいご指摘だと思っております。例えば、教育委員会の開催時間についての評価もあるのですが、午前10時から開催される委員会が多いので、区民の方が参加できないのではないかとというご指摘などは、もっともかなと思う反面、いつもいつも委員会を夜にやるというのもちよつとですし、その開催時刻については午前10時という時間を恒常的に変えるというのは妥当性があるのかどうかという若干の個人的な疑問があったりします。ですけれども、おおむねそんなわけで、ありがたいご意見だということで受けとめて、我々もまたよくなるように改善していかなければいけないと思っております。

副参事（子ども教育経営担当）

この点については、できるだけ区民の方が参加しやすい時間帯にというご指摘だろうというふうに思っております。定例的なものをいつも夜間とか、あるいは休みの日にということではないだろうというふうに思っておりますけれども、教育に関心のある区民の方に傍聴していただきたいということは当然考えていかなければいけないことですので、当面、夜の教育委員会、あるいは地域での教育委員会のときに傍聴の方がたくさん参加されるようなテーマを選んで開催していきたいというふうに思っております。

山田委員長

私から1点です。

生涯学習分野にいろいろなご提言をいただいています。特に先ほどのところでも、今度3大学が来るわけですが、全庁的に連携をとるということを今後検討していくわけです。大きなところでは、図書館を早くに連携したほうがいいのではないかとということもありますし、また、3大学が来られるということになりますと、生涯学習大学の講師などについても幅広く登用できるのではないかとと思うので、その点はいかがでしょう。

副参事（知的資産担当）・中央図書館長

図書館につきましては、大学の図書館というのは大変冊数が多いわけですね。例えば、イメージなのですが、これを大学の図書館と連携しまして区民の方に開放していただくとか、あるいは区の図書館と連携してイベントのような事業を組んで、それを全体の図書の利用冊数の増加につなげたいとか、そのような形で今のところイメージしているところでございます。細かい点になりますと難しい点もいろいろあるようです。大学の図書館さんのほうでは、開放して、だれにでも自由に使わせるということはなかなか難しいところが

あるようです。そののところは今後具体的に進めていきたいとは考えております。

教育長

補足のご説明をさせていただきます。

既に東京工芸大学は区民に図書館を開放して下さってはいるのですが、工芸大学は、もともと芸術系ですとか写真ですとか、そういう図書資料を特色的に集めていらっしゃるということもあって、一般書というところで一般の方のご利用がなかなかないかなというふうには思っていますが、全体的な区民の生涯学習ということを考えますと、ありがたい提案というか開放だなというふうには思っています。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

学習スポーツ担当のほうからは大学連携の全般についてでございますけれども、区全体の大学との連携のあり方につきましては、企画分野のほうでことしの秋口までに全体的な考え方をまとめるということでございますので、そこにある程度従うところが出てくるのかなと思ってございます。あと、今、委員長のほうからご指摘ありましたように、今度、中野に来る大学も含めまして、そことの連携を図り、例えば講師の方をなかの生涯学習大学のほうにもご協力いただくということは、両方の施策にとって有意義なことだと思っておりますので、積極的に考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

山田委員長

夜間大学とか、区民の一般講座とかというのをやられている大学は結構あると思うのですね。そういったものの開設に、連携がとれば、いろいろな意味で区民の知的資産がふえるという大きな転換期といいますか、いいチャンスではないかと思うのです。その辺、ぜひ早目に連携をとっていただいて、いいプランを立てていただければありがたいと思うのです。よろしく願いいたします。

ほかにご質問はございませんか。

（発言する者なし）

山田委員長

では、事務局報告事項3「学校支援ボランティアにかかる第2期次世代育成委員の委嘱について」の報告をお願いいたします。

副参事（学校・地域連携担当）

「学校支援ボランティア制度にかかる第2期次世代育成委員の委嘱について」、ご報告申

上げます。

先日、前回の教育委員会の中で改選の状況について簡単にご報告申し上げましたが、9月21日に委嘱が完了いたしまして、ご覧のような形の委員の方に委嘱をさせていただきました。活動期間につきましては平成23年9月1日から平成26年3月31日。再任・新任の状況についてはご覧のとおりでございます。中学校区ごとの委員さんのお名前はごらんのとおりでございます。

以上でございます。

山田委員長

この委員の方々の活動期間とか書いてありますが、任期というののどのように規定されていますか。

副参事（学校・地域連携担当）

任期につきましては規則上1年という形になってございます。ただ、ある一定の期間の活動をしていただくということで、「活動期間」という書き方をしてございます。年度ごとにもう一度委嘱をするという形で3年間——2年半になりますが——という活動期間を設定してございます。

山田委員長

期の途中での変更とかというのはあるのですか。

副参事（学校・地域連携担当）

前回の第1期の方につきましても任期途中でご辞退がありまして、途中からまた新しくかわられるということもございますので、そういった意味で、ご辞退があった場合にはまた審査会を開いて、新たな方をご推薦いただいて、また委嘱していくという形になろうかと思えます。

飛鳥馬委員

今、委員長から任期期間とかお話がありましたけれども、今回たまたま2期の次世代育成委員ということで、9月21日に委嘱完了というふうになっております。今後委嘱されるときに、多分学校現場としては、次の年の計画を立てるときに目安になるものがあると、ここはボランティアに来てもらえるとか何かあると、計画を立てやすいと思うので、なるべく4月から動けるような体制でやってもらえたらありがたいと思うことが1点。そのためには前の年ぐらいに選んでいただいて、今回も新任が12人いますので、ある程度研修といたしますか、それをやってもらわないとうまく入れないと思うので、少し早目にやって

いただけたら動きやすいのかなと思います。

以上です。

副参事（学校・地域連携担当）

新任の方もこれだけいらっしゃいますので、今調整をとってございますけれども、近々、一緒に動きます職員と各校を回りまして、この学校以外でも一緒に活動される子ども関連施設がございますので、そこにご紹介というか自己紹介を兼ねてごあいさつに参るということで、まずは顔合わせをさせていただきたいというふうに思っております。

それ以外でも、先ほど申し上げましたが、ここ1～2カ月の間に密に研修を予定しております。そういった形で知識を深めていただくと同時に、学校の来年度の予定の中で、なるべく早くボランティアのコーディネーターになれるような形で意識のほうも高めていただくとというような形で作業を進めてまいりたいというふうに思っております。

山田委員長

そのほかにご質問ございますか。

それでは、この件は終了いたします。

そのほかにも事務局から報告事項はございますか。

事務局

ございません。

山田委員長

以上で、本日の日程を終了いたしました。

ここで、傍聴の皆様には10月の教育委員会の開会予定についてお知らせいたします。

来週10月7日金曜日は、議会の日程の関係で休会いたします。10月14日、21日、28日の金曜日ですけれども、いずれもいつもどおり教育委員会の会議を開会する予定です。したがって、10月の教育委員会の会議は14日、21日、28日の合わせて3回です。

これをもちまして、教育委員会第27回定例会を閉じます。お疲れさまでした。

きょうは、学習スポーツ担当副参事にはご出席いただきありがとうございました。

午前11時32分開会